

社団法人 長崎県サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人長崎県サッカー協会といい、外国に対しては、The Football Association of Nagasaki Prefecture(略称 NFA)という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長崎県長崎市五島町4番地19号トヨタビル2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県のサッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及・発展を図り、もって長崎県におけるスポーツ文化の向上と県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長崎県のサッカー界を代表する唯一の団体として財団法人日本サッカー協会及び財団法人長崎県体育協会に加盟して事業に協力すること。
- (2) サッカー競技の普及発展に関すること。
- (3) サッカー競技会の開催及び運営に関すること。
- (4) サッカー技術の研究及び指導に関すること。
- (5) サッカー競技者、監督及びチームについての資格審査並びに財団法人日本サッカー協会への登録に関すること。
- (6) 審判員の養成及び登録並びに審判技術の普及及び研究に関すること。
- (7) 指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化に関すること。
- (8) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること。
- (9) 長崎県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること。
- (10) サッカーを通じての国際交流に関すること。
- (11) サッカー競技における医科学知識の普及及び向上に関すること。
- (12) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること。
- (13) サッカーに関する功労者及び優良団体の表彰に関すること。
- (14) サッカー施設の管理運営及び整備拡充に関すること。
- (15) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体並びに第47条に規定する郡市協会及び第48条に規定する専門委員会の推薦を受けた者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会の議決を経て推薦された者

(4) 登録会員 第47条に規定する郡市協会及びこの法人を通じて、財団法人日本サッカー協会に登録したチーム(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、第7条に規定する入会金及び会費を添えて会長が別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

3 登録会員として入会しようとするものは、郡市サッカー協会及びこの法人を通じて、財団法人日本サッカー協会が定める登録システムによる所定の手続き(以下「Web 登録」という。)を行ったときに入会したものとみなす。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 5,000円

(2) 賛助会員 10,000円

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 5,000円

(2) 賛助会員 年額 10,000円

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 登録会員は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める登録料及び財団法人日本サッカー協会が定める登録料を納めるものとする。

5 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見、保佐、補助開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 会費を当該年度内に納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 登録会員が継続して Web 登録をしなかったとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長が別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の会員として定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) 30名以上35名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とし、3名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会で正会員(団体にあってはその代表者)の中から選任し、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 補欠又は増員による理事及び監事は、前項の規定にかかわらず、理事会で正会員の中から選任し、総会で追認することができるものとする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のうちには、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者の数が、それぞれ理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、同一の業界の関係者の数が、理事現在数の2分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、この法人の理事の親族その他特殊の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を長崎県教育委員会に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を長崎県教育委員会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第13条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を総理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属するもの以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は長崎県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第15条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任後又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

ない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第 18 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 19 条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 名誉会長は、会長経験者とし、この法人の運営に関し助言することができる。
- 5 顧問は、副会長、専務理事及び常務理事経験者とし、会長及び理事会の諮問に応じる。
- 6 参与は、理事及び監事経験者とし、理事会の諮問に応じる。

第6章 総会

(構成)

第 20 条 総会は、第5条第1項に規定する正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 22 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員現在数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4号の規定により、監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4号の規定により、監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(議決)

第 34 条 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、第27条の規定を準用する。これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 37 条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指示に従う。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、定期預金とする等、安全確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 39 条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を経て、長崎県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、当該予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第43条 この法人の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録並びに会員の異動状況書とともに、監事の監査を受け、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に長崎県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第44条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第45条 第39条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会において出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 郡市協会及び専門委員会

(郡市協会)

第47条 この法人は、第4条の事業遂行のために、郡市協会を加盟団体とすることができる。

2 前条の規定により加盟団体となった郡市協会は、毎年度ごとに事業計画書、収支予算書、役員名簿などの書類を提出しなければならない。

3 この法人は、郡市協会に対し、必要に応じて補助金の支給及び分担金の徴収を行うことができるものとする。

(専門委員会)

第48条 この法人の第4条の事業遂行のために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 50 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第11章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 52 条 この法人の事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類は永年保存、第7号の書類及び帳簿は10年以上、第8号から第10号の書類及び帳簿は3年以上保存しなければならない。

(細則)

第 53 条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の設立許可があった日(平成18年4月21日)から施行する。

(権利義務の継承)

2 従前の長崎県サッカー協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

(設立当初の役員)

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

5 この法人の設立当初の会計年度は、第46条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。

(入会金徴収の特例)

6 第6条及び第7条の規定にかかわらず、従来、長崎県サッカー協会の会員であった者が、引き続きこの法人の会員となった場合は、入会金は徴収しない。